

前橋市スポーツ少年団優良団員表彰要項

1. 前橋市スポーツ少年団団員として少年団活動と共に日常生活に於いても他の模範となる少年少女に授与する。
2. 受賞者は下記要件を満たす者とする。
 - (1) スポーツ少年団理念に基づいた活動に参加し、日常生活もまた模範的である団員
 - (2) 日本スポーツ少年団に登録している小学6年生以上の団員で、継続して3年以上登録している団員
 - (3) 本部長が特別に推薦した団員
 - (4) 過去において優良団員表彰を受けてない者
3. 候補者の推薦者は、各単位団の日本スポーツ少年団認定指導員の推薦による。
4. 表彰者の決定は、選考委員会が審査した結果に基づき本部常任委員会で決定する。
5. 表彰は、前橋市スポーツ少年団本部長名をもって行う。
6. 表彰期日は、年度末とする。
7. この表彰は、平成8年度から実施する。

平成20年 9月 1日 一部改正